

本多静六博士～日本の緑を育てた埼玉の偉人～  
第5話 本多静六の育英事業

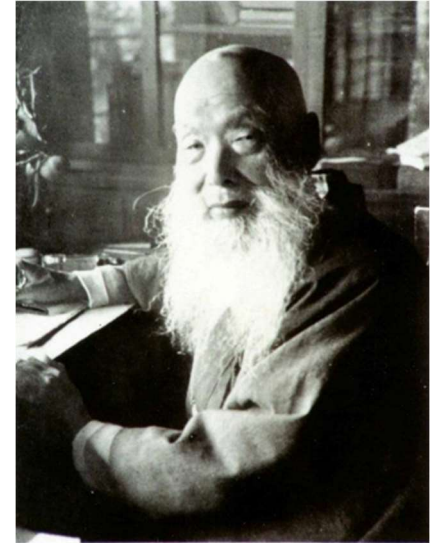
今回は、本多静六博士に関係する育英事業についてお話しします。

前回の動画でもお話しましたとおり、本多静六は自身の経験に基づき考案した儉約・貯蓄方法と投資によって、莫大な富を築いた資産家としても知られています。

そして、その財産は、最終的には、そのほとんどを社会に還元すべく様々な公共機関に寄附されることとなります。社会から得た富を社会へ還そうとしたのです。

その中には、自身の出身地である埼玉県の子世代を担う若い人を対象として始めた育英事業があります。静六が亡くなった後もその遺志が引き継がれ、現在に続いています。

静六が始めた育英事業として、埼玉学生誘掖会と本多静六博士奨学金制度についてご紹介します。



晩年の本多静六

最初の動画の静六の生い立ちでもお話ししましたとおり、若い頃の静六は、勉学をする上で、経済的な困窮と向かい合わなければなりませんでした。



埼玉学生誘掖会寄宿舍での集合写真

この体験から、静六は、苦学している若い人へ経済的な支援ができないかと考え、実現したのが、明治35年（1902）に発足した埼玉学生誘掖会でした。

埼玉学生誘掖会は、東京に寄宿舍を建設し、埼玉県出身の学生のために提供し、学生の生活や通学の支援を行いました。平成13年（2001）寄宿舍が廃止されるまで、多くの埼玉県民に利用されました。

静六は寄宿舍の監督責任者である初代舎監と会の代表である2代目会頭を務めました。

この埼玉学生誘掖会の発足や寄宿舍の建設にあたっては、莫大な費用がかかるため、静六は、資金面での協力を埼玉県に關係する実業家たちから得て実現することになります。

その中でも、静六と共に埼玉学生誘掖会の発起人となり、初代会頭となった渋沢栄一について、後に

静六は次のような思い出話を語っています。

渋沢への出資依頼については、渋沢が多忙なためなかなか実現できず、ようやく面会して協力を依頼したところ、渋沢から「自分でお金を出さずに、人にだけ頼むのは初めから間違っている。」と断られてしまったといえます。

そこで、すかさず静六は、持参した自身の年収の三分の一に相当する現金を渋沢に差し出しました。すると渋沢は全面的な協力を約束してくれたのだといえます。

当時若い助教授だった静六が簡単に用意できる金額ではないことを察した渋沢が、静六の熱意を認めて実現した事業でした。



中津川県有林

次に本多静六博士奨学金制度についてご紹介します。

本多静六博士奨学金制度は、昭和28年（1953）埼玉県で制定された「本多静六博士奨学資金貸与条例」に基づき、翌昭和29年（1954）から、埼玉県民の学生向けに貸与が始まった奨学金制度です。

この奨学金の原資となるお金は、現在中津川県有林と呼ばれる、静六が埼玉県に寄附した山林の収益によって賄われています。

前回動画でもお話ししましたとおり、静六は、資産運用のため山林への投資を進めていました。現在の秩父市中津川付近の約2,600ヘクタールに及ぶ山林もその1つでした。

静六は、昭和5年（1930）にこの山林を埼玉県へ寄附します。その際、この山林の木材売却などで得られる収益を、埼玉県民で苦学している学生向けの奨学金に充てることと、奥秩父地域の景勝地保護や林道整備の費用として充てることを条件としました。

埼玉県民向けの育英事業と、奥秩父地域の地域振興のための寄附だったのです。

静六は昭和27年（1952）に亡くなりますが、静六没後に始まったこの奨学金制度は現在も続いており、多くの埼玉県民に利用されてきました。

現在、中津川県有林は「彩の国ふれあいの森」として整備され、一般開放されています。敷地内の森林科学館では、森の成り立ちや特徴を学んだり、ゆかりの人物として本多静六が紹介されています。



彩の国ふれあいの森